

11月定例教育委員会議事録

- 1 日 時 平成28年11月22日(火)午前10時00分から午前11時35分
- 2 場 所 宗像市役所本館3階 301会議室
- 3 出席委員 委員 中岡政剛
委員 宮司葉子
委員 白石喜久美
委員 石丸哲史
教育長 遠矢修
- 4 その他の出席者 教育子ども部長高橋勇次、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当
部長清水比呂之、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、文化スポーツ
担当部長兼文化スポーツ課長磯部輝美、教育政策課長的野仁視、教育
政策課指導主事高木陽一郎、教育政策課指導主事守浩一郎、学校管理
課長竹下俊史、子ども育成課長村上治彦、子ども育成課社会教育主事
薄伸也、子ども育成課主幹兼幼児教育係長早川靖彦、図書課長本田和
徳、文化スポーツ課参事古沢昭一、子ども育成課企画主査橋正代、学校
管理課管理係長田志稚加由、学校管理課給食係長鶴狩滋、学校管理
課主任栄養士秋葉佳代、教育政策課政策係長廣渡恵三、教育政策課政
策係企画主査船越健樹
- ※傍聴 なし

5 前回(10/27定例)議事録の承認(資料1) 《承認》

6 議案

- ① 議案第24号 宗像市立小中学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改定について(資料2) 《承認》

【学校管理課長】 平成27年3月に文部科学省より学校給食における食物アレルギー対応指針が示されたことにより、現在使用しております宗像市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを改訂する必要が生じたためです。それでは、主任栄養士から説明をさせていただきます。

【学校管理課主任栄養士】 別紙でお配りしております『宗像市立小中学校給食における食物アレルギー対応マニュアル改訂について』のプリントをご覧ください。「1.これまでの学校給食における食物アレルギー対応の流れ」のところから説明していきたいと思います。まず、平成20年3月に日本学校保健会から、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインが発行されました。このガイドラインは文部科学省が監修して発行されたものです。こちらのガイドラインを受けまして平成22年9月に宗像市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを

作成いたしました。その後、平成24年12月に東京都調布市の小学校で食物アレルギーによる死亡事故が発生しております。給食室からはチヂミの除去食を提供していたのですが、おかげでチーズ入りのチヂミを食べてしまい、アナフィラキシーショックの症状を引き起こして亡くなってしまったという事例です。こちらの死亡事故を受けまして、文部科学省に学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議が設置され、平成26年3月には、報告書が提出されました。委員につきましては全国的にも有名なアレルギーの専門医でもあります相模原病院の医師の先生や先進的な取組を行っている横浜市の教育委員会等で組織されていました。この報告書を受けまして、平成27年3月に文部科学省から学校給食における食物アレルギー対応指針が示されました。文部科学省から食物アレルギーに関する指針が出たのは、今回が初めてです。対応指針では、今の宗像の対応と異なるような内容が記載されておりました。そのため、この文部科学省の対応指針を取り入れるにあたって、協議が必要であると判断し、平成28年2月から市の附属機関である宗像市学校給食審議会で協議を行ってまいりました。審議会で協議を行う前には養護教諭の先生、栄養教諭の先生も入っていただいて検討委員会を行いました。改訂にあたりましては宗像医師会の小児科部会の先生、福岡東医療センターのアレルギーの専門医の先生にも、お話を伺って改訂していった次第です。では「2. 文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針について」ご説明したいと思います。文科省の方が示した対応指針の中で6大原則といったものがありまして、その(1)から(6)まで載せております。(1)に書かれているのが安全性を最優先とするということです。(3)には「学校生活管理指導表」の提出を必須とするということですが、宗像市ではこの指導表は使用しておりませんでした。(4)として、安全性確保のため、原因食物の完全除去対応、提供するかしないかを原則とするといったが内容が示されました。この点が今までの宗像市の対応と大きく変わっているところです。(5)として、無理な対応は行わないということで安全性を最優先とするといった内容になっています。では2ページをご覧ください。「3. 文部科学省の対応指針と宗像市の対応比較一覧」です。大きな変更点は、4項目あります。それぞれの項目について説明していきます。「(1)の原因食物の除去対応について」ですが、現在宗像市で行っているのは多段階除去対応です。では、多段階除去対応について説明いたします。表には、平成27年度に実際に宗像市内のA小学校で取り組んでいた内容を載せています。①ですが、卵を原因食物とする児童がこの小学校では7人いました。この7人のうち卵の中でも生卵、加熱した卵、マヨネーズ、うずらの卵、蒲鉾・天ぷら等いろいろな段階があります。上方に行けば行くほど、抗原度が高くなり、蒲鉾・天ぷら等に行けば行くほど抗原度が低いといった見方になります。Aパターンの子は、生卵から蒲鉾・天ぷらまで全く食べられません。卵がちょっとでも入っていたら食べられませんよということです。Bパターンの子は、蒲鉾・天ぷらに入っている卵白ぐらいだったら食べられますよということです。こういった子が3人います。次にCパターン。うずらの卵、蒲鉾・天ぷらぐらいだったら食べられますよという子が2人います。Dパターンでは、マヨネーズ、うずらの卵、蒲鉾・天ぷらだったら食べられますよという子が1人ということで、同じ卵を原因食物としながらも、いろいろなパターンがあり、

この小学校では4パターン対応をしていました。次に、牛乳・乳製品を原因食物とする場合です。こちらの学校では14人いました。14人の中でも牛乳がちょっとでも入っているとダメな子がAパターンで、一人でした。パンに入っている脱脂粉乳ぐらいだったら食べられますよという子が2人。料理に入っている脱脂粉乳、バター、パンだったら食べられますよという子が2人。牛乳だけ飲まなければ、加熱したものやヨーグルト、加工品に入っているものは食べられますよっていう子が9人でした。1つの原因食物の中でもいろいろな段階の子がいて、それに全て対応しているのが今の宗像市の対応で、多段階除去対応といいます。この学校では原因食物が34種類ありましたが、この34種類をさらに多段階で対応しているといった現状がありました。次に文部科学省の対応指針で示されました原因食物完全除去対応です。卵を原因食物とする場合、宗像市の現在の対応はAからDまでの4段階ですが、文科省の対応指針としてはAの1つの段階しかありません。卵がダメだったら卵が含むものを全部除去する、多段階で対応するとかえって事故につながるので、複雑な対応はしないようにしましょうというのが文科省の考え方です。それが完全除去といった考え方です。宗像市としましても、やはりミスや事故に繋がるようなことは大変怖いことですので、完全除去対応ということで文科省と同じような対応にいたします。ただし、そうなってくると1点不都合な点が出てきまして、牛乳・乳製品を原因食物とする場合、文科省の対応指針でいくと1パターンになってしまいますが、宗像市で牛乳・乳製品を原因食物とする児童生徒が全体の156人中49人います。約3分の1が乳製品にアレルギーを持っているということです。そのうち牛乳だけ停止している子が25人ということで、半数近くいます。さらに、パンは食べている子が34人いるということで、牛乳・乳製品を原因食物とする児童生徒の中で7割近くいるということが分かりました。今Dの対応をとっている子がAの対応になってしまった場合、給食で食べられなくなるものがかなり増えてしまいます。また、給食室でも除去食の対応をする人数がかなり増えるといったことになります。そういうことも考えまして、牛乳・乳製品のみ完全除去の対象外として3段階の対応とすることに問題がないか、福岡東医療センターの医師の先生に、ご相談させていただきました。そうしましたら、東医療センターの先生も、3段階でもいいんじゃないでしょうかといったご意見をいただきました。そのためローマ数字で書いておりますI II IIIの3段階とすることにしました。I段階目というのは文科省の完全除去の対応に則ったものです。牛乳がちょっとでも入っていたら除去するということです。II段階目としましては、パンだけは食べれますよ、ただ、料理とかに入っているものとか牛乳については飲みませんよということです。III段階目としましては、飲用牛乳のみ停止し、それだけ飲みませんよということです。こういった形で、基本的には文科省の完全除去を基本としながらも牛乳・乳製品のみ3段階対応としていくことといたしました。次に4ページをご覧ください。「(2) 食器とお盆、おかわりについて」食器の色についてですが、食物アレルギーを有する子が、通常の給食を食べる日については、こういった緑のラインの通常の食器で食べます。ただ、給食室から除去食を提供する日は、こちらのオレンジのラインの食器で提供します。代替食を家庭から持参する日は、お弁当を持参していますので、お弁当箱が机の上にのるといったかたちになります。次に、お盆の色

ですが、通常の給食を食べる日は、こちらのアルミトレイで、他の子と同じトレイで食べます。ただ、除去食を給食室から提供する日と代替食を家庭から持参する日については、樹脂製の黄色いお盆に入れて提供するといったかたちになります。そして、おかわりについてですが、通常の給食を食べる日はおかわりが可能です。ただし、この黄色いお盆が来た日、すなわち除去食を給食室から提供する日と、代替食を家庭から持参する日についてはおかわりはしません。というのも、調布市の事故は給食室では除去食を提供していましたが、教室でおかわりする時に間違って食べてしまったということもあって調布市の方でも、食物アレルギーの子はおかわりをしていないとしています。また、宗像市でも先行して、食物アレルギーのある子についてはおかわりを禁止しているといった学校もありましたので、今回、栄養教諭の先生方と十分に協議を行った結果、おかわりをしないというように決定しました。目的としては、誤配や誤食の防止、また担任の先生以外の先生がクラスに入った時に一目でアレルギー対応の児童生徒が分かるようにするなど、安全性を確保するためです。ただ、今までアレルギーの子も他の子と同じ食器で食べていたので、子どもたちの心情も考慮する必要があるかと思います。そのため、最初にクラスの方で、担任の先生から何でこういった対応になるのか、また、食物アレルギーについての正しい知識についての指導もお願いしていきたいと思います。「(3) の除去食の対応数について」八宝菜を例にすると、えび・いか除去のものを1つ作って、うずらの卵除去のものも1つ作ってという形で、今は除去食を2種類以上作っているというのが現状です。2種類と言わず4種類作っているような学校もあります。そうなってくると、取り間違いだとか入れ間違い、あと、混入してしまったりといったいろいろなミスも考えられますので、改訂版では通常食に対して、1つの除去食を作るといったかたちにします。そのため、えび・いか・うずらの卵を除去したものが1つ提供されるということです。では5ページをご覧下さい。「(4) 診断書の様式について」ですが、今まで宗像市で使っていた診断書というのが多段階除去に対応するための様式でしたので、今回、学校生活管理指導表を取り入れることにしました。学校生活管理指導表の提出対象者は、今までと同様に学校給食で食物アレルギー対応を行う児童生徒ということになります。記入につきましては診断書と同様に医師が行います。指導表を見ていただいたら分かるかと思いますが、アレルギー以外にも気管支喘息、アトピー性皮膚炎、あとアレルギー性結膜炎などいろいろな項目がありますが、必要な項目は食物アレルギーについてです。食物アレルギーについては記入は必須です。ただ、それ以外の項目については医師が記入されるということであれば差し支えないのですが、必須とはしておりません。さらに食物アレルギーのアナフィラキシーありなしと記入するところがありますが、ありに丸をつけた場合は、アナフィラキシーアクションプランを医師の先生に記入していただくということになります。こちらのアナフィラキシーアクションプランというのは、東医療センターの先生からのご提案で、医師からの提示があれば、学校としても対応がしやすくなるのではないでしょかというご提案をいただいて取り入れたものです。そして、学校生活上の留意点、Eその他の配慮・管理事項という項目で、牛乳・乳製品の除去の段階についてチェックできるようにしております。こちらにつきましても、東医療センターの先生にご相談させていただいて、医師の先

生が記入しやすいような形で作成したところです。では7ページをご覧ください。「5. 保護者との面談の時期について」ですが、これは宗像医師会の先生から要望があったのですが、保護者の方がお子さんを病院に連れてくる時期をもうちょっと早めてほしいということでした。というのも、給食開始直前に来院されると、検査をする時間がなく、今までと同じ対応を記入するしかなく、解除が進まないということでした。そのため、早めに受診してくださいという要望があがっていますので、今回のマニュアルでは、早めに受診できるような流れに変更しています。今後のスケジュールですが、明後日11月24日に校長研修会で説明を行います。そして、12月には現在アレルギー対応を行っている保護者あてに文書を送付いたします。来年度からこのように変わりますといったことを記載した文書になります。小6対象アレルギー調査票の送付ですが、こちらは例年行っているもので、通常どおり行う形です。12月2日に教頭研修会で、12月6日には非常勤任用栄養士定例会、12月9日には栄養教諭定例会にて説明をいたします。全保護者宛てには2月に文書を送付いたします。そして、来年の4月から改訂版マニュアルの運用を開始いたします。以上です。

【遠矢教育長】事務局の方から説明が終わりましたので、これについて何か、ご意見ご質問等があればお願ひいたします。

【中岡委員】宗像市立小中学校で対応していくのでしょうか。卵を原因食物とする場合は全ての学校で対応しないということになるんですよね。卵を原因食物とする場合、3ページにありますように、まったく対応しないということですね。

【学校管理課主任栄養士】対応はするのですが、卵が入っているものをすべて除去しますという形です。

【中岡委員】これはもう全て除去ということですね。

【学校管理課主任栄養士】全て除去ということです。

【中岡委員】牛乳・乳製品を原因食物とする場合は全ての学校が三段階で対応していくということですか。

【学校管理課主任栄養士】はい。そうです。

【中岡委員】食器の関係ですが除去食がある場合、代替食のある場合は、全校でおかわりはしないということですね。それからその下の4ページの(3)のところですが、今まで数種類対応している学校もあったということなんですが、これも全ての学校で1種類だけですか。

【学校管理課主任栄養士】はい、そうです。

【中岡委員】6ページですけど、これは確認なのですが食物アレルギーの実態把握の流れのところで、書類を保護者の方に送付をしたり、学校に集めた分を送ったりということをされると思いますが、小学校の就学時健康診断時に用紙を配布するのは教育政策課で、小学校に送るのも教育政策課ということですね。中学校の場合は学校管理課がしているということですね。給食に関することは学校管理課がすると思いますが、小学校だけ教育政策課が担当するという理由が何かあるのでしょうか。2つの課で担当すると心配な部分もあるかと思います

が、理由があれば、お聞かせいただければと思います。

【学校管理課主任栄養士】 就学時健康診断そのものが教育政策課で行っているので、お願ひしています。その時配布している健康診断票に食物アレルギーがありますかっていう項目があり、そこで食物アレルギーありに丸をつけた保護者の方には、アレルギーに関する調査表を渡すといった形になっております。

【宮 司 委 員】 わかりました。ここだけ取り扱いが2つの課にまたがりますので、学校管理課と教育政策課で内容も含めてですけれども連携を十分にお願いしたいと思います。

【白 石 委 員】 給食は全ての子どもたちに平等に、そして栄養価値の高いものをお出ししていると思っています。アレルギーのお子さんに関しては、近頃は生命に関わるようなことが多いので取組の改善、見直しということで改善案を出していただいたものと思います。やはり行政としては間違ったことがあってはいけないので、より精密に、的確に全ての人がきちんと把握できるように、連絡ミスがないようにすることが大事かと思います。今回簡素化された部分もあるかと思いますので、その部分が明確になってくるのではないかと思います。先ほど説明の中にもありましたが、担当の先生が欠席されている場合など、いつ事故が起こるか分からぬのでマニュアルの徹底が大事ですよね。宗像市が関わる全ての給食提供の場所でより明確に実施できるように今後見ていくいただきたいと思います。

【石 丸 委 員】 今白石委員の方から出ましたけども、この対応マニュアルは、事故が起こらないようにということで細かいところまで、かなり時間をかけて、これだったら安心して給食の提供ができると思えるようなマニュアルができたと考えております。ただ、先ほど言われましたように、本当にこれを基にして、学校の方でも対応マニュアルのようなものも作成されていくと思っておりますので、全ての先生方に徹底するということが必要だろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【遠 矢 教 育 長】 24号議案に承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各 委 員】 はい（挙手）

【遠 矢 教 育 長】 全員賛成で24号議案は承認されました。

② 議案第25号 宗像市幼児教育振興プログラム（第3期）の答申について（資料3）

《承認》

③ 議案第26号 宗像市幼児教育振興プログラム（第3期）（案）の策定及びパブリック・コメントの実施について（資料4）《承認》

【遠 矢 教 育 長】 議案第25号、第26号は関連がありますので一括して説明をお願いします。

【子ども育成課長】 それではまず、議案第25号、資料3、9ページをご覧下さい。平成29年度から平成33年度を実施期間とします第3期の宗像市幼児教育振興プログラムの策定につきましては、7月26日の定例教育委員会において承認いただいて、宗像市幼児教育審議会に諮問いたしました。審議会では4回の審議を経て、この度、答申されましたので、今回の

定例教育委員会に提案させていただいたものです。次のページ、11ページに答申のかがみを付けさせていただいております。答申の内容につきましては次の議案、第26号の方につけさせていただいております。ページは15ページから24ページになっております。続いて、資料4、13ページ、議案第26号の説明をさせていただきます。宗像市幼児教育振興プログラムにつきましては、下の提案理由に書いております通り、子どもの健やかな成長のため、家庭や地域社会を含み、0歳から小学校就学前の幼児教育に関わる保育所・幼稚園等すべての機関を対象とした、総合的かつ重要な幼児教育の指針として策定するものであります。策定にあたっては、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第8条に基づき、市民意見提出手続、パブリック・コメントを実施するため今回提案させていただいたものです。なお、パブリック・コメントにつきましては、12月15日から1月23日までの40日間を期間として予定しております。それでは、幼児教育振興プログラム第3期の内容につきまして、薄社会教育主事から説明をさせていただきます。

【薄社会教育主事】 本日お配りしています、色刷りの1枚のプリントもあわせてご覧ください。これは諮問の時に説明したプリントを基にして作っておりますが、まず、これまでの成果として1期で組織しくみづくり、それから2期で保幼小の接続連携啓発ができたということで、3期は事務局案としまして、引き続き保幼小の連携、それから家庭教育支援、インクルーシブ教育について重点を置いていければということで審議会の方に投げかけをしております。審議会は4回まで終わりましたが、1回目の審議では、まずは2期の今言ったような成果と課題。それから世の中の動向、3期の方向性について話をさせていただき、委員の皆様からご意見いただきました。その後は、素案を検討していました。2回目では中心となります6章、資料の21ページからになりますが、基本施策をまず、具体的なところが見えるということで、こちらを検討していただきました。3回目の審議の時に、趣旨等の前の1章から5章も含めての検討という形で行いました。11月の第4回目では今回の答申を受けまして全体的な確認をしているところです。この後パブリック・コメントまで終わった後に5回目としてダイジェスト版と決定稿をもう一度委員の皆様には見て頂こうと思いますが、パブリック・コメントの前に答申をということでしたので、この4回の審議で形を作っております。1枚紙の裏を見られてください。この3期のプログラムの特徴としましては、平成28年度から認定こども園等が入ってきましたので、そういう文言の修正もしていきましたけど、基本的に構成の見直しから始めております。6つの柱については、2期のままで進めていこうということで、それを中心として審議して参りました。3つの重点になりますが、柱の赤字で書いてあるところにもありますが、今後は家庭教育への支援、家庭教育に向けての啓発等が必要ではないかということ、それから幼児教育から小学校教育への接続期の取組を充実していくこと。それから特別支援と生活環境に応じた、例えばひとり親家庭であるとか貧困家庭であるとか外国籍の家庭であるとか、そういうところに対応するような支援体制の確立と充実ということでプログラムの方をつくりました。資料の21ページをご覧下さい。柱をそのまま継続して、方向性としては今までやってたことと間違はないということで進めて参りましたので、大きく文章

が変わったりというところや内容がガラッと変わっているようなところはありませんが、顕著なことで言いますと、23ページの特別な支援のところ。ここは2期まででは特別支援の内容に限られていましたけど、(2)の項目を起こしまして乳幼児一人一人の生活環境に応じた支援体制の充実というところを入れております。構成の見直しをする中で、例えば今まで1つの柱に入ってたところに幼稚園保育所の連携っていうところがあつたんですが、それは連携ということで2の方に入れたりとか、家庭の啓発というところが1の中に入っていたものを4の中に入れたりとか、そういう構成の見直しもして全体をつくっているところです。また、審議会の中で話題となりましたのは、やっぱり同様な話がありまして、家庭教育の支援がこれから重要になっていくこと。それから、平成30年に幼稚園教育要領、保育所保育要領、それから小学校の学習指導要領が新しく改定されるということでそこでの整合性。ちょうど本年度は、それぞれの要領内改定にあたって、方向性っていうのが資料として出ておりましたので、その分を十分加味しながら入れております。例えば、1のところで、なかなか文言としてなじみがない言葉もあるのではないかという話もありましたが、1つ目の柱のところ、21ページの1つ目の柱の(1)にカリキュラム・マネジメントの実施を推進するという内容であつたり(2)の下から4行目の最後の方ですが非認知的能力、これは今までよく言われる、関心、意欲、態度のようなものですね。それからコミュニケーション力というテスト等で測れないような、そういういたものをこれから重視していく必要があるのではないかということで、そういういた文言を入れたりというのもしております。その他には言葉としてはインクルーシブ教育であるとか、22ページの上の(2)のところになりますが幼稚園教育から小学校への接続期の教育課程ということで、アプローチ・カリキュラム、スタート・カリキュラムという言葉等を入れて、今後これを具体策に落としていければと考えております。パブリック・コメントに進めるにあたって、この後、今言ったような言葉に脚注を入れて、もう少し説明をしていくこと。それから若干、体裁がずれておりますので、皆様にお届けした分は文の文頭がちょっとずれたりしていますので、体裁の修正。それから、若干の文言の修正をして、パブリック・コメントの方に進めていきたいと考えております。以上です。

【遠矢教育長】 議案第25号、第26号の一括説明がありましたが、何かご質問ご意見等があればお願いいたします。

【石丸委員】 23ページの「6. 家庭や地域の教育力の再生・向上」のところの(1)の①の最初の文章、「乳幼児期の早い時期から、保護者が家庭教育の重要性を認識し、親子の絆を深めるため、家庭教育のに関する学習機会や情報の提供に努める。」という文なんですかでも、これは保護者が親子を含意しているものではないということでおろしいですよね。すなわち、保護者=親子と捉えられることはありますかね。親がいない家庭の場合はどうなるかという疑問が投げかけられないように、絆は何の絆かというのをもう少し広い意味で。例えば、家庭内の構成員というようなもう少し考慮する必要がないでしょうか。

【薄社会教育主事】 パブリック・コメントに向けて、また事務局で見直しをさせて頂きたいと思います。

【白石委員】先ほど説明の中にありましたように「アプローチ・カリキュラムやスタート・カリキュラムなどっていうことを・・・」といったものは、また後日、詳細を説明していただけるということで、より深いところが出てきますよね。22ページ23ページに記載されている部分ですけれどもまず目標3の部分で「保育者の資質向上及び専門性の向上を図る」について、資質向上をより具体的に参加型の研修会とか研究会とかそういうのが入ってくると私立の幼稚園、保育所が各自でやってあるところがあると思うんですね、特性を出すために。質の部分で教員の資質向上がより必要になってくると思われます。その部分あたりをもう少し言葉の中に入れると、また新しく広がっていくのではないかと思います。そこで振り返りができるということで宗像市の保育士や教員の方々、幼児教育に関わる方々の資質も向上すると思います。もう1点は、新しく含まれた目標5のところにあります「乳幼児一人一人の特性や生活環境に応じた」すごく大変になってくると思うんですね。でもこれが徹底すると悲惨な事故もより防げると思います。

【薄社会教育主事】最初の件については、3の(2)の市主催のというところになるかとは思います。これまで食育であったりとか、特別支援の研究っていう項目が入っていたり、具体的にそういうところもやっていたんですけど、委員言われるように、先生方の直接の指導に関わるところの研修もというところもありましたので、具体策としては、これからそういったところも含めて開催の方向を、考えていきたいっていうのは話の中でも出ておりましたので、どうしても指針の中でも具体策をずっと入れていくと、かなり量が多くなっていきますので、まずはこういった形で絞らせていただいたというところはあります。

【白石委員】24ページですけれども、(2)の「②地域における子ども居場所作りの推進」というところですけれども、その次③番居場所作りの施設設備の内容が記入されていますけれども、この居場所作りって本当に今子どもたちの学びの場の居場所に関するところで、学びの場とか遊びの場とか出てきていますけれども、その幼児対象になるとお母さんたちもこれに入ってくるんですか。

【薄社会教育主事】そうですね。親子も入ってくるかと。

【白石委員】父母も入ってくるんですね。そういうことですね。

【薄社会教育主事】この項目が家庭や地域っていうことで、(2)は地域の教育力の再生・向上というところですので、例えばコミュニティで行われている子育てサロンであるとか、そういったものも居場所になってきますし、プレーパーク事業では、乳幼児のプレーパークが行われていますので、そういったところも想定して、推進を進めていきたいとは考えております。

【遠矢教育長】これは新しい言葉というのは脚注みたいにつけるんですか。

【薄社会教育主事】パブリック・コメント前には脚注を付けます。

【中岡委員】乳児教育が重要だと感じているんですけども、この振興プログラムでも具体的なものとして保育園幼稚園から小学校への接続の部分のところが非常にいろんな取組をされていていいと思いますが、0~5歳のあたりもしっかり考えていかないと思いますが、その辺はどう考えてあるのでしょうか。

【薄社会教育主事】 23ページの6「(1) 家庭の教育力の再生・向上」で、これももしかしたら、ちょっと話を以前にしたかもしれません、保護者向けのパンフレットの作成ということで、今うちの課でも様々な情報提供の資料等作っていますが、昨年度作ったのが、小学校入学でしたので入園ということではないですが、3歳児くらいの子どもたちを育てるのに家庭でできること、やっておいた方がいいことというような方向性で、今パンフレットの作成をしていこうと考えておりますので、まずはその方を一つ目玉にできればいいなと考えております。

【中岡委員】 加えて心配しているのが結局、乳児の虐待が最近よく流れますので、例えば児童相談所や福祉関係との関連も考えないといけない気をしておりましたので、その当たりもこの中でも連携体制と言いますが多くの機関と一緒に見守って育てていくと少し出てくるといいのかなと思っています。

【薄社会教育主事】 今回出したところが、5つ目の柱の特別な支援と特別な配慮というその生活環境に応じた支援というところになると思います。当課だけでやっているところではありませんので、連携をとってやっていきたいと考えています。

【グローバル人材育成担当部長】 今の件で追加ですが、現在推進している政策として乳幼児、妊婦に対するサポートをやっています。具体的には生まれた子どもさんの親に対して1か月以内に家庭訪問し、その中で産後うつというものは虐待につながるケースがかなりありますので産前産後に対するケア事業を今本格的に稼働させるような形で動いております。それによって虐待に結びつかないようお母さんに対するサポートを相談業務になりますけれども強化して乳幼児一人一人の生活環境に応じた支援を行っています。

【宮司委員】 第2期で家庭向けのスムーズな小学校入学に向けての作成と保育士教員にむけての学びの目安というのを作成して配布していたと思います。その後の成果は、無かつたまでの子たちの1年生と比べてどうなのでしょうか。

【幼児教育係長】 小学校入学に向けて、家庭でするべきことがわかりにくいということがあつたものですから、各小学校の入学説明会で使われている資料をまとめて作ったのが、ブルーの冊子「スムーズな小学校入学に向けて」です。家庭向けについては、そちらを使わせていただいて、宗像の小学校に入るためには大体これくらいのものを目安にしてもらえばとさせてもらいました。次に学校の先生の方から、保育所、幼稚園での保育参観というのを2期のプログラムで実施しているんですけども、その中では、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校の先生方で、実際に保育現場を見た後に意見交換をしている中で、先生方からも小学校の入学に向けて、どういったところを教えていたら、育てていったら良いのか、そういうものが欲しいとの意見が出たため、「学びのめやす」を作らせてもらいました。この学びのめやすを作ったことによって保育所、幼稚園、認定こども園の先生方が小学校へ入る年長児の子どもたちを、これを目安に育てていくと小学校へ入る場合、スムーズに段差なく入学できるということで、作った経緯があります。先生方には好評なため、効果が表れていると思いますけれども、検証まではできていません。

【宮司委員】 学校訪問の方に行って低学年とかを見ていた時に、最低限1年生でこう

いうのができた方が良いというようなことがあると分かるので、子どもたちにも幼稚園にいる時から小学校になったらこういうのをしなくてはいけないので、それが幼稚園の時からできたほうが良いなど。幼稚園は先ほど白石委員も言われたように幼稚園ごとで全然違うと思います。だから最低限ここは揃えようといったのがあるといいなと思うので、どんどん成果が出た方が良いなど。配布するだけではなくもっと使って欲しいと思います。

【教育子ども部長】 今、宮司委員がおっしゃった成果については、配布して間もないことから確認が取れていないのですが、例えばスムーズな小学校への入学に向けてという家庭向けのパンフレットを地域の方や学校運営評議委員会で説明をしたのですが、地域の方が特に、「あ、そういうことだったのか」と理解を示してもらいました。もう一つは学びの目安。幼稚園、保育園、それから小学校の教職員に「みんなで確認するのがまさに目安、指標的なものがここにあつたら助かるよね」というお話をいただいている。私どもとしては啓発の資料としては非常に効果的なのかなと捉えています。

【薄社会教育主事】 今度の幼保幼児教育指導要領の改訂の中でも、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をしっかりと、幼稚園、保育園、小学校とで共有していきましょうというのが出されているのですが、うちは先ほどのパンフレットでしっかりと共有されていますので、作って終わり出して終わりではなくて、毎年これをずっと続けていきながら、先生方がそういった目安をしっかりと持って、つながっていくのが良いかなと思います。

【遠矢教育長】 25号議案に承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】 はい（挙手）

【遠矢教育長】 全員賛成で25号議案は承認されました。

【遠矢教育長】 続きまして26号議案に承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】 はい（挙手）

【遠矢教育長】 全員賛成で26号議案は承認されました。

7 協議事項 なし

8 報告事項

【市民協働環境部】

〈文化スポーツ課〉

1 宗像第3回ブラインドサッカーワールド親善試合2016（別添チラシ）

【教育子ども部】

〈図書課〉

1 宗像市民図書館の運営に関する要綱の一部改正について（資料5）

2 第11回市図書館を使った調べる学習コンクール報告について（資料6）

3 秋の夜語り（大人のためのおはなし会）報告について（資料7）

4 図書館まつりについて（当日配布資料）

〈学校管理課〉

1 東郷日の里線道路改良工事（中央中学校北側）について（資料8）
<教育政策課>

- 1 11月学校の日について（資料9）
- 2 行政報告について（資料10）
- 3 後援報告について（資料11）

9 イベント周知

いせきんぐ宗像 ”秋祭り”（別添チラシ）

【遠矢教育長】 次回開催予定日は、平成28年12月20日火曜日の午前10時00分から301会議室にて開催します。

平成28年12月20日

遠矢修

中間政則